

人事院公示第5号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第17条の4第2項第2号並びに人事院規則16-0（職員の災害補償）第33条の2第1項及び第2項並びに第33条の11の規定に基づき、平成4年人事院公示第7号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成30年3月30日

人事院総裁 一宮 なほみ

1 別表第1中「125」を「126」に、「109」を「110」に、「10

7」を「108」に、「105」を「106」に、

99	を	10
98		9

0	に、	平成18年4月1日から	100	を	平成18年4月
		平成19年3月31日まで			平成19年3月
8		平成19年4月1日から	100		平成19年4月
		平成20年3月31日まで			平成20年3月

1日から	101	に、	平成28年4月1日から	100	を
31日まで			平成29年3月31日まで		
1日から	101				
31日まで					

」

平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	100
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	100

に改める。

」

別表第2中「109」を「110」に、「107」を「108」に、「10

5」を「106」に、

99	を	100	に、	平成17年4 平成18年3
98		98		平成18年4 平成19年3

」

」

月1日から 月31日まで	100	を	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	101	に、
月1日から 月31日まで	100		平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	101	

」

」

平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	100	を	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
			平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

」

100
100

に改める。

」

- この決定による改正は、平成30年4月1日から効力を発生する。